

年金だよい

第33号
令和5年
6月発行

もくじ

P2-3 令和5年4月からの
年金額について

P4-5 令和5年4月から
在職老齢年金制度の
支給停止基準額が
48万円に変わりました

P6-7 こんなときには届出を

P8 ねんきんカレンダー

令和5年4月からの年金額について

令和5年度の年金額は、昨年度から引上げとなりました ～6月に支給する4月分の年金額から反映されました～

年金額は、毎年見直しがあり、物価変動率や名目手取り賃金変動率(以下「賃金変動率」といいます。)に応じて改定され(退職等年金給付を除く。)、6月発行の年金だよりにて毎年お知らせしているところです。

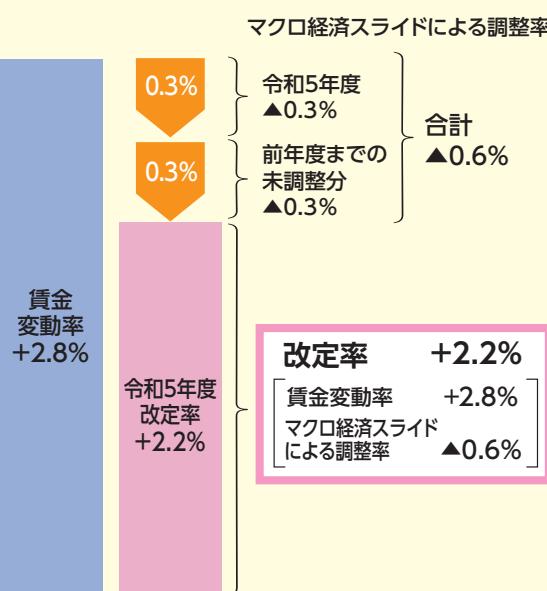
令和5年度の場合、物価変動率はプラス2.5%、賃金変動率はプラス2.8%となりました。このように賃金変動率が物価変動率を上回る場合は、法律の規定により、新規裁定者(67歳以下の方)の年金額は賃金変動率を、既裁定者(68歳以上の方)の年金額は物価変動率を用いて改定が行われます。

また、さらに令和5年度は改定率がプラスですので、マクロ経済スライドによる調整(▲0.3%)及び前年度までのマクロ経済スライドの未調整分(キャリーオーバー一分)による調整(▲0.3%)を合わせた▲0.6%の調整も行われました。

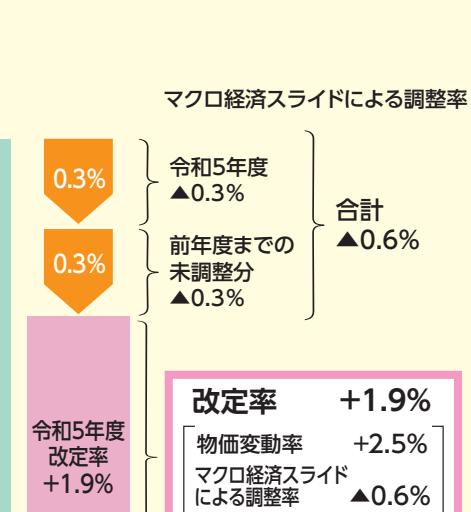
そのため、令和5年度の年金額は、新規裁定者(67歳以下の方)は、原則2.2%(+2.8%-0.6%)の引上げとなり、既裁定者(68歳以上の方)は前年度から原則1.9%(+2.5%-0.6%)の引上げとなりました。

令和5年度の改定率

新規裁定者(67歳以下の方)



既裁定者(68歳以上の方)



●新規裁定者・既裁定者とは

新規裁定者とは、新たに年金を受け取る方をいい、既裁定者とは、既に年金が支給されている方をいいます。

年金額の改定においては、65歳になって新たに老齢厚生年金を受け取るときには2~4年度前(3年度平均)の賃金の指標が用いられることから、その年度中に到達する年齢が67歳以下の受給権者を新規裁定者、68歳以上の受給権者を既裁定者として扱います。

原則、新規裁定者は、現役世代の収入の変化に応じた賃金変動率で、既裁定者は年金額の実質的な価値を維持するため物価変動率で改定が行われることになっています。

●マクロ経済スライドとは

年金額が、賃金や物価の伸びに応じて増額改定となるときに、年金の支え手の減少や平均余命の伸びを年金額の改定に反映させ、その伸びを賃金や物価の伸びよりも抑える仕組みをマクロ経済スライドといいます。

この仕組みは、平成16年の年金制度改正において導入されたもので、マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

●キャリーオーバーとは

賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないことになっているため、その未調整の分を翌年度以降に繰り越し、賃金と物価が上昇した年度に調整するというものです。

将来世代の給付水準の確保や、世代間での公平性を担保する観点から行われます。

年金額改定通知書について

見本

XXX-XXXX
XXX-XXXX
000000
0000001-2-3

ネキン タロ 様

令和5年 4月分から右記のとおり年金額を改定しました。

この決定に関し不服があるときは、行政不服審査法により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に文書又は口頭で、その趣旨及び理由を付して、全国市町村職員共済組合連合会審査会宛に審査請求することができます。
また、この決定があったことを知った日から6月以内に全国市町村職員共済組合連合会を被告として行政事件訴訟法による取消訴訟を提起することができます。
※法制度に対する不服は、審査請求の対象になりません。

令和5年 6月 1日
全国市町村職員共済組合連合会理事長

年金額改定通知書

年 金 の 種 類 退職共済年金
基礎年金番号 XXXX-000000 年金コード 1170
年金証記号番号 第8XXX-0000000000 号
受給権者氏名 ネキン タロ
受給権者生年月日 昭和24年8月10日

精算等級 ***級***号***級断書提出年月 *****年**月

決定年金額(年額)	1,266,568円
年金額の内訳 報酬比例額	1,120,000円
内訳・中間額 第2・3号 (円)	
第1号 (円)	
第4号 (円)	
職域年金額 146,322円	
定額・経過の加算額 246円	
加給年金額・加算額 0円	
長の特例加算額 0円	
繰下げ加算額 0円	
支給停止額(年額) 0円	
支給年金額(年額) 1,266,568円	
改定事由 給料再評価	
変更事由	

今年度の年金額の改定については、年金額改定通知書の改定事由欄に「給料再評価」と表記されています。

※決定年金額(年額)等が、内訳の合計額と異なる場合があります(端数計算によるもの)。

在職老齢年金制度の支給停止基準額が48万円に変わりました

再就職している皆様へ

老齢を事由とする年金(老齢厚生年金等)の受給権者が厚生年金の被保険者等となった場合、「給与」と「年金」の合計額が一定の基準を超えると、年金の全部または一部が支給停止となります。

また、これまで支給停止基準額が47万円でしたが、令和5年6月15日支給分(令和5年4月・5月分)から支給停止基準額が48万円となりました。



※令和5年4月14日支給分(令和5年2月分・3月分)までの支給停止基準額は47万円です。

支給停止の対象となる年金

● 老齢厚生年金・退職共済年金(職域年金相当部分を除く。)が対象となります。

- ・加給年額^{※2}は、老齢厚生年金等が全額支給停止となった場合(経過的加算額^{※3}・繰下げ加算額^{※4}・職域年金相当部分のみが支給される場合を含みます。)、支給停止となります。
※2～※4については、5ページをご確認ください。
- ・職域年金相当部分(旧3階部分)は、国家公務員または地方公務員の共済組合に加入している間(短期組合員である場合を除きます。)は、全額支給停止となります。

再就職された場合、老齢厚生年金等が支給停止となる対象者

● 厚生年金適用事業所で厚生年金保険に加入している方

(70歳以上で厚生年金保険適用事業所に勤務する方等も含みます。)

● 国會議員、地方議会議員の方

※公務員として再就職したときや、議員に就任したときには届出が必要となります。詳しくは、6ページをご確認ください。

宿泊施設一覧

令和5年4月現在

指定都市・市町村・都市職員共済組合が運営している宿泊施設は年金受給権者の皆様にもご利用いただけます。

※お申し込み・お問合せは各施設まで直接ご連絡ください。

「旅と宿」ホームページにて、各宿泊施設の詳細情報をご覧いただけます。

旅と宿

検索



ホームページ

<https://www.ctv-yado.jp/>

北海道／札幌市



ホテルポールスター札幌

シングル朝食付 **6,500円** (税込)～
ご宿泊日によっては料金に変動がございます
のでお電話にてお問合せください。当ホテル
ホームページにて、お得なプランもご用意して
おります。

〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西6-2

☎ 011-330-2531 (宿泊予約直通)
<https://www.polestar-sapporo.com>

北海道／札幌市



ホテルノースシティ

シングル素泊り **8,700円** (税込)～
シングル朝食付 **10,100円** (税込)～
ホームページ限定の大変お得な宿泊プランを
ご用意しております。詳しくは施設に直接お
問合せください。

〒064-0809 北海道札幌市中央区南9条西1

☎ 011-512-9748
<http://www.northcity.or.jp/>

青森県／青森市



アップルパレス青森

人工温泉大浴場「二股炭酸カルシウム温泉」が大好評!
シングル1泊朝食付 **8,650円** (税込)～
ツイン 1泊朝食付 **7,650円** (税込)～
※お得なプランもご用意しております。詳しくはホーム
ページをご覧ください。

〒030-0802 青森県青森市本町5-1-5

☎ 017-723-5610
<https://apple-palace.com/>

宮城県／宮城郡



パレス松洲(まつしま)

1泊2食付 **10,950円** (税サ湯税込)～
すべての客室より日本三景・松島の絶景を樂
しめる、天然温泉のちいさなリゾート・ホ
テルです。旬の味覚とともに、くつろぎの時
間をお過ごしください。

〒981-0215 宮城県宮城郡松島町高城字浜38

☎ 022-354-2106
<https://www.palace-matsushima.jp/>

山形県／鶴岡市



うしお荘

日本海の旬の幸をご賞味ください。
[宿泊料金]
1泊2食付 **9,000円** (税込)～
連泊プランもご用意しております。

〒997-1201 山形県鶴岡市湯野浜1-11-23

☎ 0235-75-2715
<https://www.ushiosou.net/>

山形県／南陽市



むつみ荘

山形の美味の数々、米沢牛とワインをご賞味
ください。
[宿泊料金]
1泊2食付 **9,500円** (税込)～
連泊プランもご用意しております。

〒999-2211 山形県南陽市赤湯233-1

☎ 0238-43-3035
<https://www.mutsumisou.jp/>

福島県／福島市



ホテル福島グリーンパレス

福島駅から徒歩2分。観光、家族旅行の拠点として最適。
シングル **5,082円** (税込)～
ツイン **4,961円** (税込・定員利用)～
和室(6、10畳) **4,961円** (税込・定員利用)～
宴会、会議にも利用できます。

〒960-8068 福島県福島市太田町13-53

☎ 024-533-1171
<https://www.fukushimagp.com>

北海道

東北



茨城県／東茨城郡 大洗鷗松亭

1泊2食付 **14,065円** (税込)～
ご夕食は個室の食事処で四季折々の旬の食材を活かした懐石料理をお楽しみいただけます。
※令和5年10月から修繕・更新工事のため休館を予定しています。

〒311-1301 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 8179-5
☎ 029-266-1122
<https://www.oarai-oushoutei.com/>

栃木県／那須郡 那須の森ヴィレッジ

[申込] 電話またはホームページで承ります。
[料金] 1泊2食付 **13,200円** (税サ入湯税込)～
お得なパック・プランを取り揃えております。
Wi-Fi完備の施設です。

〒325-0303 栃木県那須郡那須町大字高久乙字滝山3375-637
☎ 0287-78-1636
<https://www.nasunomori-village.jp>

群馬県／吾妻郡 アルペンローゼ

60歳以上の方の平日利用(日曜日を含む。)の場合、お得な特別料金をご用意しております。
1泊2食付 **10,000円** (税込)他
※土曜日 夏・冬休み GW 年末年始等は除く。
草津温泉の大浴場・身障者対応家族風呂あり。

〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町草津512-2
☎ 0279-88-1300
<https://www.saitama-ctv-kyosai.net/alpenrose/>

千葉県／千葉市 オークラ千葉ホテル

ビジネスシングル **7,865円** (税込)～
(1名様利用、素泊り)
温浴施設は無料。千葉中心街からのアクセスもよく、手軽にリゾート気分が楽しめます。

〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-13-3
☎ 043-248-1111
<https://www.okura-chiba.com/>

千葉県／鴨川市 黒潮荘

[申込] 電話またはホームページで承ります。
[料金] 1泊2食付 **15,275円** (税サ入湯税込)～
(特定日は別料金) 南房総の観光拠点に最適な施設です。様々なシーンでご利用ください。

〒296-0004 千葉県鴨川市貝渚2565
☎ 04-7092-2205
<https://www.kuroshioso.jp/>

東京都／千代田区 東京グリーンパレス

麹町駅から徒歩1分。
四ツ谷、市ヶ谷、半蔵門へ徒歩圏内と出張や観光の拠点として最適です。季節ごとにお得なプランもご用意しております。詳しくは、ホームページまたは直接お問い合わせください。

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地
☎ 03-5210-4600
<https://www.tokyogp.com/>

東京都／立川市 ホテル日航立川 東京

1泊料金(1室1名様素泊り)
シングル **11,716円** (税込)～
様々なプランをご用意しておりますので、詳しくは施設にお問合せください。

〒190-0022 東京都立川市錦町1-12-1
☎ 042-521-1111 (代)
<https://hotelnikko-tachikawatokyo.jp>

神奈川県／足柄下郡 湯河原温泉 ちとせ

1泊2食付(税サ入湯税込)
平日 **11,200円**～
土・祝前日 **14,517円**～
詳しくは施設にお問合せください。

〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上281-1
☎ 0465-63-0121
<https://www.yugawara-chitose.jp/>

山梨県／笛吹市 ホテルやまなみ

1泊2食付(税込)
平日 **11,645円**～ 土・休前日 **14,307円**～
詳しくは施設にお問合せください。

〒406-0028 山梨県笛吹市石和町駅前15-1
☎ 055-262-5522
<https://www.hotelyamanami.com/>

新潟県／長岡市 アクアーレ長岡

1泊2食付 **10,350円**～(税入湯税込)
温泉、プール、マシンジム、スタジオを完備した健康増進施設です。詳細はホームページをご覧ください。

〒940-2147 新潟県長岡市新陽2-5-1
☎ 0258-47-5656
<https://www.aquarenagaoka.or.jp/>

新潟県／村上市 濱波はまなす荘

1泊2食付 **10,919円**～(税サ入湯税込)
お部屋や大浴場からは日本海の夕日を一望。
温泉を100%利用したエコでいやしの施設です。
詳しくは直接お電話にてお問合せください。

〒958-0037 新潟県村上市濱波温泉1-2-17
☎ 0254-52-5291
<http://www.kyousai-niigata.jp/>

北陸・東海

富山県／中新川郡

グリーンビュー立山



「立山黒部アルペンルート」観光に最適のお宿。夕食時フリードリンクサービスなど“5個のおもてなし”付き1泊2食プラン(税込) 平日 **12,900円**～、休前日・特定日 **15,100円**～。※料金は利用日・人数で変動します。詳細はホームページをご覧ください。

〒930-1405 富山県中新川郡立山町千寿ヶ原

☎ 076-482-1716

<https://www.greenview-t.com>

石川県／小松市

おびし荘

1泊2食付 **9,800円**～

開湯1300年の由緒ある名湯と新鮮な日本海の幸をお愉しみください。
金沢市街から車で約1時間。

〒923-0316 石川県小松市井口町ホ55

☎ 0761-65-1831

<https://obishiso.com/>

福井県／あわら市

越路



1泊2食付(税込) 開散期 **10,400円**～
通常期 **11,100円**～ 繁忙期 **12,200円**～
※開散期、通常期、繁忙期の区分はホームページをご覧ください。

〒910-4121 福井県あわら市東温泉2-201

☎ 0776-77-3151

<http://www.koshiji.biz/>

静岡県／熱海市

シーサイドいずたが



1泊2食付(2名1室利用時の1名当たりの料金)
平日料金(日～金曜泊) **12,250円**(税込)～
※夏季、年末年始、休日の前日泊を除く
夕食はお部屋でくつろぎながらお愉しみください。

〒413-0101 静岡県熱海市上多賀12

☎ 0120-73-1241

<https://www.t-kyosai.jp/izutaga/>

三重県／志摩市

サンペルラ志摩



[シルバープラン]
日曜日～金曜日宿泊限定
1泊2食付・梅ご膳 **10,890円**
※除外日がございますので、詳しくは施設にお問合せください。

〒517-0204 三重県志摩市磯部町的矢314

☎ 0599-57-2130

<https://www.sunperla-shima.jp/>

滋賀県／大津市

ホテルピアザびわ湖



※新型コロナウイルス感染症の軽症者様等の宿泊療養施設として現在休館中です。再開の時期や宿泊等のプランについては、詳細が決まり次第、ホームページに掲載いたします。ご利用予定の皆様にはご不便やご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1-1-20

☎ 077-527-6333

<https://www.hotelpiazza.com/>

大阪府／大阪市

シティプラザ大阪



1室素泊り
シングル **9,600円**
コンパクトツイン **14,050円**

〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2-31

☎ 06-6947-7702

<https://www.cityplaza.or.jp/>

兵庫県／神戸市

ひょうご共済会館



[得とくプラン] (繁忙日を除く)
1泊夕食付 **7,300円**(朝食サービス)
[宿泊料金] (朝食サービス)
シングル **6,300円**～、ツイン **5,800円**～、
和室 **5,000円**～

〒650-0004 兵庫県神戸市中央区中山手通4-17-13

☎ 078-222-2600

<https://www.h-kyosai.or.jp/hk-kaikan/>

兵庫県／美方郡

ゆめ春来



[シルバープラン]
1泊2食付 **10,910円**(入湯税別)～
※対象期間についてはお問合せください。

〒669-6821 兵庫県美方郡新温泉町湯1569-6

☎ 0796-99-2211

<https://www.h-kyosai.or.jp/y-haruki/>

鳥取県／東伯郡

渓泉閣



・宿泊(1泊2食付)
※入湯税(150円)別途
日～木曜日 **9,000円**～
・日帰り(昼食、入浴、部屋食) **5,300円**～

〒682-0122 鳥取県東伯郡三朝町山田180

☎ 0858-43-0828

<https://www.keisenkaku.com/>

島根県／松江市

ホテル白鳥



シングル素泊り **6,650円**(税込)～
ツイン素泊り(1名料金) **6,250円**(税込)～
お得な2食付宿泊プランもございます。
詳しくは直接お問合せください。

〒690-0852 島根県松江市千鳥町20

☎ 0852-21-6195

<https://www.hotel-hakuto.jp>



サン・ピーチ OKAYAMA

1泊朝食付(税込) シングル **7,655円**～ ツイン
(2名1室) **6,505円**～ 和室(4名以上) **7,050円**
お得な2食付プランもご用意しております。

※令和5年10月から料金改定を行います。詳しくは、
ホームページまたは直接お問い合わせください。

〒700-0023 岡山県岡山市北区駅前町2-3-31

☎ 086-225-0631

<https://www.sunpeach.jp/>

広島県／広島市



コテージ湯の山

グループ棟(定員10名)宿泊 **5,100円** 休憩 **2,550円**

家族棟(定員5名)宿泊 **3,100円** 休憩 **1,550円**

※それぞれ1棟あたり(税込)の利用料です。宿泊施設
利用助成券はご利用できませんので、ご了承ください。詳細につ
いては広島市職員共済組合へお問合せください。

〒738-0601 広島県広島市佐伯区湯来町大字和田128-2

☎ 082-504-2062

<https://ctv-yado.jp/yado/yunoyama/>

山口県／山口市



防長苑

[和み宿泊パック]

9,000円(金・土・祝前日・春・夏・冬休み
を除く)
ご夕食はお食事処で料理長自慢の会席料理を
どうぞ。

〒753-0077 山口県山口市熊野町4-29

☎ 083-922-3555

<https://www.bochoen.jp/>



徳島県／徳島市



ホテル千秋閣

シングル **6,050円**(税込)
ツイン(2名1室) **12,342円**(税込)～
[料理長おすすめ1泊2食付プラン]
お一人様 **8,700円**(税込)

〒770-0847 徳島県徳島市幸町3-55

☎ 088-622-9121

<https://www.sensyukaku.jp/>

香川県／高松市



ホテルマリンパレスさぬき

シングル1泊素泊り **5,082円**(税込)～
ツイン(2名1室)1泊素泊り **4,840円**(税込)～
[休前日限定プラン]
1泊2食付 **11,940円**(税込)～

〒760-0066 香川県高松市福岡町2-3-4

☎ 087-851-6677

<https://www.mp-sanuki.jp/>

愛媛県／松山市



えひめ共済会館

松山市の中に位置し、交通アクセス良好。
駐車29台
シングルバスなし **3,630円**(税込)～
ツイン・和室(2名1室) **4,510円**(税込)～
朝食バイキング **700円**(税込)

〒790-0003 愛媛県松山市三番町5-13-1

☎ 089-945-6311

<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>

高知県／高知市



高知共済会館 COMMUNITY SQUARE

[シニア宿泊プラン]
素泊 **5,120円**(税・サ込)
1泊朝食付 **6,000円**(税・サ込)～
※ご予約時にシニアプランを見てのご予約とお申し付けください。詳細はホームページ又は直接、お問い合わせ下さい。

〒780-0870 高知県高知市本町5-3-20

☎ 088-823-3211

<https://www.kochi-cs.jp>

宮崎県／宮崎市



ひまわり荘

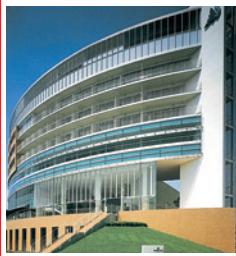
JR宮崎駅より徒歩約9分、宮崎の中心部に位置する
落ち着いたホテルです。
1泊1名様(税込)
シングル **6,050円**～
ツイン **5,610円**～

〒880-0867 宮崎県宮崎市瀬頭2-4-5

☎ 0985-24-5285

<http://www.himawarisou.com/>

鹿児島県／鹿児島市



マリンパレスかごしま

1泊朝食付(税込)
シングル **8,910円**～
ツイン **8,305円**～
和室 **7,700円**～
詳しくは施設へ直接お問合せください。

〒890-8527 鹿児島県鹿児島市与次郎2-8-8

☎ 099-253-8822

<https://www.maripala.com/>

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、臨時休業等の対応を行う場合もございますので、詳細については利用施設に直接お問合せください。
- ・年金受給権者の方は、次の共済組合等が運営する宿泊施設についても相互利用することができます。
なお、施設によっては利用を制限している場合もありますので、利用施設に直接お問合せください。

●国家公務員共済組合連合会

<https://www.kkr.or.jp/hotel/>

●防衛省共済組合

<https://www.boueikyosai.or.jp/site/folder5/>

●日本私立学校振興・共済事業団

<https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/fukushi/yado/index.html>

●地方職員共済組合

<https://www.chikyosai.or.jp/tabi-no-yado/>

●公立学校共済組合

<https://www.kourituyasuragi.jp/>

●警察共済組合

<https://www.keikyo.jp/syuku01.php>

●東京都職員共済組合

<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/health-resort/>

■ 支給停止額の基礎

年金の支給停止となる額は①給与の月額(総報酬月額相当額)と②年金の月額(基本月額)をもとに計算されます。

① 給与の月額(総報酬月額相当額)

$$\frac{\text{総報酬月額}}{\text{相当額}} = \frac{\text{当月の標準報酬月額}}{12} + \frac{\text{当月以前1年間の標準賞与額等の合計}}{12}$$

※ただし、月末に退職した方が1月以内に再就職した場合、前月の標準報酬月額を使用します。

② 年金の月額(基本月額)

$$\frac{\text{基本月額}}{12} = \frac{\text{老齢厚生年金・退職共済年金の額}^{※1} - \text{加給年金額}^{※2} - \text{経過的加算額}^{※3} - \text{繰下げ加算額}^{※4}}{12}$$

※1 複数の機関から受給している場合、全ての年金額を合算して算出することになります(退職共済年金は職域年金相当部分を除きます。)。

※2 「加給年金額」とは、被保険者期間が20年以上である年金の受給権を有する方によって生計を維持されている65歳未満の配偶者、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子または20歳未満で障害等級が1、2級に該当する子がいるときに加算される額をいいます。

※3 「経過的加算額」とは、20歳前や60歳後の期間など、老齢基礎年金の算定期間に含まれない公務員期間に係る加算額をいい、月数に応じた一定額が65歳以後の老齢厚生年金等の額に加算されます。

※4 「繰下げ加算額」とは、繰下げ受給を行った場合に加算される額です。

■ 支給停止額の計算方法

総報酬月額相当額と基本月額の合計額が、支給停止の基準額48万円*を超える場合、下記の計算による額が支給停止となります。

① 総報酬月額相当額 + ② 基本月額

48万円以下 支給停止なし(全額支給)

48万円超 支給停止あり

$$\text{支給停止額(月額)} = (①\text{総報酬月額相当額} + ②\text{基本月額} - 48\text{万円}^{*}) \times 1/2$$

※48万円の支給停止の基準額は、賃金や物価の変動により改定される場合があります。

※計算した支給停止額が年金額を超えるときは、年金の全部が支給停止となります。

計算例

基本月額が10万円で総報酬月額相当額40万円の場合

$$\text{支給停止額(月額)} = (40\text{万円} + 10\text{万円} - 48\text{万円}) \times 1/2 = 1\text{万円}$$

1万円が年金の支給停止額となります(年額では12万円となります。)



こんなときには届出を

下記の事由に該当したときは、届出が必要となる場合がありますので、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合までご連絡ください。ご連絡の際には、お手元に「年金証書記号番号(8からはじまる14桁)」または「基礎年金番号(10桁)」が分かるものをご用意ください。



**届出が遅れると年金の過払いとなることがあります。
過払いとなった年金は後日必ず返還していただくこととなります。**

1 公務員として再就職したとき・議会議員に就任したとき

1 公務員として再就職したとき

老齢厚生年金・障害厚生年金・退職共済年金・障害共済年金または退職等年金給付を受けている方が公務員(退職等年金給付制度が適用されない短時間勤務職員を除きます。)として再就職した場合には、届出が必要です。

2 議会議員に就任したとき

老齢厚生年金または退職共済年金を受けている方が議会議員に就任したときは、届出が必要です。



※議会議員の方で、議員報酬月額の異動や期末手当の支給があったときは、異動や支給のあるごとに共済組合に届出をしていただく必要があります(共済組合が議会事務局から情報を取得できるときは、届出は不要です。)。

2 氏名・住所・受取金融機関を変更するとき

氏名・住所を変更した場合や、年金の受取金融機関を変更する場合には、届出が必要となります。ただし、住所変更については、住民基本台帳ネットワークシステムで変更が確認できる場合、届出は不要です。



※電話番号を変更した場合、共済組合からの電話による連絡が行えなくなりますので、電話番号を変更した旨を各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いします。

3 遺族厚生年金・遺族共済年金等の受給権者が婚姻等をしたとき

遺族厚生年金・遺族共済年金等を受けている方が婚姻(事実婚を含みます。)した場合、遺族給付の受給権が消滅しますので、届出が必要です。

※事実婚とは、婚姻の届出はしていないものの、お互いに婚姻の意思をもって夫婦としての共同生活を送っている関係(内縁関係)をいいます。

なお、遺族厚生年金・遺族共済年金等を受けている子が直系血族および直系姻族以外の方の養子になった場合も、遺族給付の受給権が消滅しますので、届出が必要です。

また、復氏しても受給権は消滅しませんが、氏名変更の手続きを行う必要があります。

4 加給年金額対象者に異動があったとき

加給年金額対象者に次のような異動があった場合には、届出が必要です。

- 加給年金額対象者である配偶者が、自身の年金を受給することとなったとき(ただし、加給年金額対象者である配偶者が65歳となって年金を受給することとなった場合は、届出は不要です。)
- 加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき
- 加給年金額対象者である子が婚姻または養子縁組したとき、または養子縁組による子が離縁したとき など

5 障害等級1級または2級の障害厚生年金・障害共済年金の受給権者が婚姻等をしたとき

障害等級1級または2級の障害厚生年金・障害共済年金を受けている方については、婚姻等により、生計を共にする恒常的な収入が年額850万円(所得で655.5万円)未満である65歳未満の配偶者を有することとなった場合、届出により加給年金額が加算されます。

6 年金受給権者の所在が1月以上不明であるとき

年金を受けている方の所在が1月以上明らかでないときには、その方と同一世帯の方は、所在不明についての届出が必要です。

もしご本人がお亡くなりになったら

年金を受けている方ご本人がお亡くなりになった場合には、電話等にて各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へすみやかにご連絡ください。
お亡くなりになられたことに伴う年金の手続きをご案内いたします。

年金相談コーナー

Q

私は現在、遺族厚生年金を受給しています。65歳になり、これから自身の老齢厚生年金を受給することになりますが、遺族厚生年金はどうなりますか。

A

相談者様が65歳になり、自身の老齢厚生年金を受給する場合は、まず、相談者様自身の老齢厚生年金(①)を優先的に受給し、そのうえで遺族厚生(共済)年金の年金額(②)の方が相談者様自身の老齢厚生年金より高い場合、その差額分(②と①の差額)を遺族厚生(共済)年金として受給することになります。(下図参照)

遺族厚生(共済)年金より老齢厚生年金の年金額が高い場合は、遺族厚生(共済)年金は全額支給停止になります。

<65歳からの遺族年金>

<65歳から受給する相談者自身の年金>

<支払いの調整後に相談者が受給する年金>

② 遺族厚生(共済)年金

① 老齢厚生年金(全額)

遺族厚生年金の一部(②と①の差額)

① 老齢厚生年金(全額)

ねんきんカレンダー

令和5年6月
(2023年)

～ 令和6年6月
(2024年) までの
予定です。

時 期	定期支給関係	そ の 他
令和 2023 年	6月中旬	『年金だより』をお送りしています。 年金支払通知書をお送りしています。※1
	6月15日(木)	年金支給日(4月・5月分) ※2
	8月15日(火)	年金支給日(6月・7月分) ※2
	10月13日(金)	年金支給日(8月・9月分) ※2
	12月中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1
	12月15日(金)	年金支給日(10月・11月分) ※2
令和 2024 年	1月下旬	令和5年分「源泉徴収票(はがき形式)」を お送りします。 ※発送日は、各機関によって異なります。
	2月15日(木)	年金支給日(12月・1月分) ※2
	4月15日(月)	年金支給日(2月・3月分) ※2
	6月中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1
	6月14日(金)	年金支給日(4月・5月分) ※2

※1 **【年金支払通知書】**は、支払いがある方に各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合を通じて、6月・12月に封書でお送りします。また、住所・氏名・振込先・支払額等に変更があった場合には、6月・12月以外でも**【年金支払通知書】**をお送りします。

ただし、2月の**【年金支払通知書】**は、支払額の変更理由が端数調整のみの場合は、お送りしません。

(端数調整:各期支払額における1円未満の端数が生じたときはこれを切捨て、切り捨てた端数の合計額を2月期の支払額に加算して支払います。また、端数の合計額にさらに1円未満の端数が生じたときは切り捨てします。)

また、支払額のみに変更があった場合は、【年金支払通知書】をお送りしない場合があります。ご了承ください。

※2 年金支給日には原則として支給月の前2か月分の年金が支払われます。また、恩給等の年金では、支給月分が異なる場合があります。



【年金支払通知書】の送付は原則年2回ですが、年金の支払い回数は年6回です。
年金が振り込まれる月であっても**【年金支払通知書】**をお送りしない場合があります。



年金相談窓口について

年金相談は、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合にて受け付けています。

封筒に記載の共済組合にお問い合わせください。なお、お問い合わせの際には、「年金証書記号番号(8からはじまる14桁)」または「基礎年金番号(10桁)」とお名前等をお知らせください。

受付時間：月曜日～金曜日(祝日年末年始を除く) 午前9時～午後5時

※おかげ間違いないようご注意ください。

年金だより

• 第33号 • 令和5年6月

発行：全国市町村職員共済組合連合会

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地

ホームページアドレス <https://ssl.shichoushren.or.jp/>

『年金だより』についてのご意見、ご感想などをお待ちしています。